



## 2 国民健康保険料の旧被扶養者に係る減免の一部改正について

### (1) 概要

社会保険等に加入している者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入したことにより、その被扶養者だった65歳以上の者が国民健康保険に加入した場合は、旧被扶養者として保険料所得割額の全額と均等割額の2分の1が減免される。また、国民健康保険の加入者が旧被扶養者のみの場合は、平等割額も2分の1が減免される。

このうち、均等割額と平等割額に係る減免について、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとするもの。

### (2) 施行日

平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の保険料から適用する。